

平成23年5月
勝浦市議会臨時会会議録（第1号）

平成23年5月18日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

副市長 猿田寿男君	教育長 松本昭男君
総務課長 関重夫君	企画課長 関利幸君
財政課長 藤江信義君	税務課長 黒川義治君
環境防災課長 目羅洋美君	

兼清掃センター所長

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 守沢孝彦君	議事係長 大鐘裕之君
------------	------------

議事日程

議事日程第1号の1

第1 仮議席の指定

第2 勝浦市議会議長の選挙

議事日程第1号の2

第1 議席の指定

第2 会期の決定

第3 会議録署名議員の指名

第4 勝浦市議会副議長の選挙

第5 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第6 夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

第7 議会運営委員の選任について

第8 常任委員の選任について

第9 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて

(勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について)

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて

(平成23年度勝浦市一般会計補正予算)

議案第25号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

開 会

平成23年5月18日(水) 午前10時00分開会

○事務局長(守沢孝彦君) おはようございます。本日はご苦労さまでございます。一般選挙後の初議会でございますので、議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ただいま出席されております議員の中で岩瀬義信議員が年長の議員でございますので、臨時議長として岩瀬義信議員をご紹介申し上げます。岩瀬義信議員は、議長席にお着き願います。

[岩瀬義信君、議長席へ着席]

○臨時議長(岩瀬義信君) ただいまご紹介をいただきました岩瀬でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。これより平成23年5月勝浦市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

仮 議 席 の 指 定

○臨時議長(岩瀬義信君) 日程第1、仮議席の指定であります。

議事の進行上、この際、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時35分 開議

勝 浦 市 議 会 議 長 の 選 挙

○臨時議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、これより勝浦市議会議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（岩瀬義信君） ただいまの出席議員数は18人であります。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○臨時議長（岩瀬義信君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岩瀬義信君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（岩瀬義信君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

事務局長をして点呼いたします。守沢事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○臨時議長（岩瀬義信君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岩瀬義信君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（岩瀬義信君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に刈込欣一議員及び土屋 元議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○臨時議長（岩瀬義信君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票18票、無効投票なし。有効投票中、丸 昭議員17票、藤本 治議員1票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。よって、丸 昭議員が勝浦市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました丸 昭議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

それでは、当選承諾のごあいさつをお願いいたします。丸 昭議員。

〔16番 丸 昭君登壇〕

○16番（丸 昭君） ただいま選挙の結果、不肖、私が本議会の議長に選出されました。つきましては、今後、公正な議会運営を心がけてまいりたいと考えておりますので、議員各位のますますのご支援、ご指導、ご協力を切にお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども、就任のごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

（拍手）

○臨時議長（岩瀬義信君） それでは、議長が決まりましたので、議長と交代いたします。ご協力あ

りがとうございました。

〔議長、臨時議長と交代〕

○議長（丸 昭君） 臨時議長と交代いたしました。議会運営に関しましては至ってふなれでございますので、ご協力のほど、お願い申し上げます。

それでは、本日の議事日程を作成する都合がございますので、暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 開議

議 席 の 指 定

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員の氏名とその議席の番号を事務局長に朗読させます。守沢事務局長。

○事務局長（守沢孝彦君） 議長の指定する議席番号と氏名を申し上げます。なお、敬称は省略させていただきます。

前列の議長席に向かって右から申し上げます。1番・磯野典正、2番・鈴木克己、3番・戸坂健一。次に、2列目に移ります。4番・藤本 治、5番・渡辺玄正、6番・根本 譲、7番・佐藤啓史、8番・岩瀬洋男、9番・松崎栄二、10番・吉野修文。次に、最後列に移ります。11番・岩瀬義信、12番・寺尾重雄、13番・土屋 元、14番・黒川民雄、15番・末吉定夫、16番・丸 昭、17番・刈込欣一、18番・板橋 甫。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

会 期 の 決 定

○議長（丸 昭君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（丸 昭君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において磯野典正議員及び板橋 甫議員を指名いたします。

勝浦市議会副議長の選挙

○議長（丸 昭君） 日程第4、これより勝浦市議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（丸 昭君） ただいまの出席議員数は18人であります。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（丸 昭君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（丸 昭君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

事務局長をして点呼いたします。守沢事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○議長（丸 昭君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（丸 昭君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤啓史議員及び根本 譲議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（丸 昭君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票17票、無効投票1票。有効投票中、岩瀬義信議員16票、藤本 治議員1票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。よって、岩瀬義信議員が勝浦市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました岩瀬義信議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選承諾のごあいさつをお願いいたします。

〔11番 岩瀬義信君登壇〕

○11番（岩瀬義信君） ただいま多くの議員の皆様からご推挙を賜り、図らずも、私、岩瀬、勝浦市議会副議長に選任させていただきました。大変ありがとうございました。もとより浅学非才で何もわかりませんが、丸議長のもとで一生懸命に勉強させていただき、また協力をして、この議会運営に当たっていきたいと思っております。また、執行部の皆さん、議員の皆さんにも、これからいろいろとご指導、ご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、言葉整いませんが、あいさつにかえさせていただきます。きょうは、本当にありがとうございました。（拍手）

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（丸 昭君） 日程第5、これより千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（丸 昭君） ただいまの出席議員数は18人であります。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（丸 昭君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（丸 昭君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

事務局長をして点呼いたします。守沢事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○議長（丸 昭君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（丸 昭君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤啓史議員及び根本 譲議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（丸 昭君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票18票、無効投票なし。有効投票中、岩瀬洋男議員17票、藤本 治議員1票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。よって、岩瀬洋男議員が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました岩瀬洋男議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（丸 昭君） 日程第6、これより夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。
選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（丸 昭君） ただいまの出席議員数は18人であります。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（丸 昭君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（丸 昭君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、夷隅郡市広域市町村圏事務組合同約第6条の規定により、3名を選出することとなっておりますので、高点順に3名を当選人といたします。

事務局長をして点呼いたします。守沢事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○議長（丸 昭君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（丸 昭君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤啓史議員及び根本 譲議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（丸 昭君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票18票、無効投票なし。有効投票中、刈込欣一議員6票、寺尾重雄議員6票、黒川民雄議員6票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は2票であります。よって、刈込欣一議員、寺尾重雄議員、黒川民雄議員の3名が夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました刈込欣一議員、寺尾重雄議員、黒川民雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議会運営委員の選任について

○議長（丸 昭君） 日程第7、これより議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が指名することになっております。議長が指名する者の氏名を事務局長に朗読させます。守沢事務局長。

○事務局長（守沢孝彦君） 議長が指名する者につきまして、氏名を朗読いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

岩瀬洋男、岩瀬義信、刈込欣一、黒川民雄、佐藤啓史、末吉定夫、寺尾重雄、松崎栄二、以上8名でございます。

○議長（丸 昭君） 暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会の委員長、副委員長の互選が終わりましたので、当選者の氏名を事務局長に報告させます。守沢事務局長。

○事務局長（守沢孝彦君） 互選の結果による正副委員長の当選者の氏名を報告いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

議会運営委員会委員長、末吉定夫、同じく副委員長、岩瀬洋男。

以上でございます。

議事日程の追加について

○議長（丸 昭君） ただいま議会運営委員長から議会運営委員会の所管事項の調査につきまして、会議規則第103条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議会運営委員会の所管事項の調査についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

議会運営委員会の所管事項の調査について

○議長（丸 昭君） それでは、資料を配布させます。

〔資料配布〕

○議長（丸 昭君） 配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） 配布漏れなしと認めます。それでは、議会運営委員会の所管事項の調査についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の説明を求めます。末吉定夫議会運営委員長。

〔議会運営委員長 末吉定夫君登壇〕

○議会運営委員長（末吉定夫君） 議長よりご指名がありましたので、説明を申し上げます。

議会運営委員会の所管事項の調査につきましては、地方自治法第109条第9項が準用されることから、特定の事件であること、また会期不継続の原則が適用されることから、閉会中もなお継続調査をする必要がありますので、お手元へ配布の閉会中の継続調査申出書のとおり、議会に対し継続調査の申し出をした次第であります。

以上をもちまして議会運営委員長の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） これより委員長の説明に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議会運営委員会の所管事項の調査についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、本件は閉会中の継続調査に付することに決しました。

常任委員の選任について

○議長（丸 昭君） 日程第8、これより常任委員の選任を行います。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が指名することになっております。議長が指名する者の氏名を事務局長に朗読させます。守沢事務局長。

○事務局長（守沢孝彦君） 議長が指名する者につきまして、氏名を朗読いたします。なお、敬称は

省略させていただきます。

総務常任委員会委員。板橋 甫、岩瀬洋男、刈込欣一、黒川民雄、佐藤啓史、末吉定夫、鈴木克己、土屋 元、渡辺玄正、以上9名でございます。

続きまして、教育民生常任委員会委員。磯野典正、岩瀬義信、鈴木克己、土屋 元、戸坂健一、根本 譲、藤本 治、丸 昭、吉野修文、以上9名でございます。

続きまして、建設経済常任委員会委員。磯野典正、板橋 甫、寺尾重雄、戸坂健一、根本 譲、藤本 治、松崎栄二、吉野修文、渡辺玄正、以上9名でございます。

以上です。

○議長（丸 昭君） 暫時休憩いたします。

午後1時07分 休憩

午後2時00分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会の委員長、副委員長の互選が終わりましたので、当選者の氏名を事務局長に報告させます。守沢事務局長。

○事務局長（守沢孝彦君） 互選の結果による正副委員長の当選者の氏名を報告いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

総務常任委員会委員長、刈込欣一、同じく副委員長、佐藤啓史。

教育民生常任委員会委員長、根本 譲、同じく副委員長、鈴木克己。

建設経済常任委員会委員長、寺尾重雄、同じく副委員長、渡辺玄正。

以上でございます。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（丸 昭君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。大鐘係長。

〔職員朗読〕

○議長（丸 昭君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第9、市長提出議案を上程いたします。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

副市長から提案理由の説明を求めます。猿田副市長。

〔副市長 猿田寿男君登壇〕

○副市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第23号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年4月27日、法律第30号をもって地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、課税事務上、緊急を要するため、去る4月27日に専決処分いたしましたので、議会に報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

それでは、勝浦市税条例の一部を改正する条例の主な改正内容について申し上げます。

今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として市民税においては、住宅や家財等に係る雑損控除について、平成23年度住民税での適用を可能としたものであります。

次に、固定資産税につきましては、同震災に係る住宅用地の特例の適用を受けようとする者がすべき申告手続について規定したものであります。

以上で議案第23号の提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○8番（岩瀬洋男君） この第22条と第23条の特例について、もう少し具体的に説明をお願いできればと思いますので、お願いいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。黒川税務課長。

○税務課長（黒川義治君） それでは、附則第22条、また第23条に係る特例ということでございます。

まず、附則第22条につきましては、雑損控除額の特例ということでございます。雑損控除につきましては、この震災にかかわらず、通常の災害等におきまして、生活に必要な住宅、また家財等に損害を受けた際に要したやむを得ない支出、また、このうち保険等で補てんされたものは除きますけれども、これが雑損控除ということで所得額から控除できるようになっております。しかし、これは通常はその災害を受けた年の1月から12月までの所得額から控除できるということになっておりますが、今回の大震災につきましては、この被害を平成22年度分、昨年の所得額から控除できるようにしたことが特例の一つでございます。この災害によって家や仕事を失い、収入を断たれた被災者にとりましては、被災する前の年、去年の所得をもとに課税されました市民税等を今年は払わなければなりません。この被害を平成23年度分、来年の課税としたことでは意味がないわけでございます。そうしたことになりますので、この規定を選択して確定申告のし直し等を行った場合、それぞれ所得税の還付が受けられると思いますし、また、これの所得額の変更によりまして市民税の額も軽減が受けられるということになります。

続きまして、第23条の関係でございますが、ここでは、申告すべき手続等がこの条例ではうたわれているところでございますが、固定資産税について受けられる特例につきましては、宅地につきましては建物を建てたことによって、税をかけるもととなる課税標準額が軽減されます。個人住宅を例にとりますと、家を建てることによりまして、敷地の200平方メートルまでが小規模住宅用地として課税標準額が6分の1に、また200平方メートルを超える部分がある場合については、一般住宅用地として建物の床面積の10倍を限度として課税標準額が3分の1の額になります。これに税率を掛けて固定資産税が算定されるわけでございますので、更地の状態と比べますと、税額は安くなるということになります。

今回の災害によりまして、大きな被害を受けたところでは建物が流出、また倒壊しているわけでございます。住宅用地については、建物がなくなったことによって、本来であれば、来年度から課税上の特例が受けられなくなります。家がないわけです。これによって受けられなくなります。これら被災住宅について、その特例を受けるために申請すべき手続を行うものであります。

特例と申しますのは、今後、10年間、平成24年度から33年までの10年間になりますが、勝浦市

ではこういった被害がございませんが、東北地方で建物が流されてしまった、倒れてしまったというような状態のものであっても、10年間は建物が建っているとみなして、これまでの課税の軽減を受けることができるということになっております。このための申請手続ということで第23条では規定しているところでございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○8番（岩瀬洋男君） ありがとうございます。雑損控除の内容は、先ほど説明あったように、平成22年度分で適用できるということと、一例で6分の1の課税標準が、なくなってもそのまま10年間適用できるということだそうです。これは大震災に関することですが、勝浦市において、私の知る限り、余りわからないんですけど、特例に関しての申請があったのかどうかだけ、確認しておきたいと思います。お願いします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。黒川税務課長。

○税務課長（黒川義治君） 震災以降2カ月ほどたつわけですが、今のところ申請というものはございませんが、建物の被害があったということで罹災証明が4件ほど提出されております。これがこの雑損控除に結びついてくるのかどうか、まだ定かではございませんが、そういう状況がございします。建物に関するものについては大きなものがございせんので、固定資産税については今のところないものと思われまします。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よつて、議案第23号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よつて、議案第23号は承認されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第24号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。副市長から提案理由の説明を求めます。猿田副市長。

〔副市長 猿田寿男君登壇〕

○副市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第24号 専決処分の承認を求めることにつ

いて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年度一般会計補正予算であります。今回の補正予算は歳入歳出予算の補正でありまして、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災に伴う避難者の受け入れ対策に係る経費であり、緊急を要することから、4月1日に専決処分したものであります。

内容について申し上げますと、歳入歳出予算においては、既定予算に4,000万円を追加し、予算総額を79億5,000万円としようとするものであります。

歳出予算のうち、民生費の災害救助費に東日本大震災の避難者受入対策事業として、4月1日からの当面の措置として4,000万円を計上いたしました。本事業の内容につきましては、関係団体等と受け入れについて協議を行い、市内の民宿、旅館、ホテルなどに1日当たり200名程度の部屋を確保し、その宿泊料5,000円については市が全額負担することとし、延べ6,000人分、3,000万円を計上いたしました。

また、民間のアパート及び学生宿舎に40室程度を確保し、月額5万円を限度に2カ月分の家賃を市が負担することとし、400万円を、また、水道料金を免除するとともに、電気料及びガス代として160万円、アパート等の退去時における修繕経費として100万円、寝具、電灯など生活必需品の無償提供のための経費240万円をおのおの計上し、民間アパート等に入居する避難者への支援として合計900万円を計上いたしました。

このほか避難した児童生徒の学用品などの日用雑貨購入経費として100万円を計上し、当面の措置として歳出総額4,000万円を計上いたしました。

歳入につきましては、総務省より東日本大震災の被災者の受け入れを行う地方公共団体に対して、当該受け入れに対する経費を特別交付税で措置する旨、通知がありましたが、その細部が示されていないことから、その財源としては前年度純繰越金4,000万円を追加計上したものであります。

以上で議案第24号の提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。末吉定夫議員。

○15番（末吉定夫君） 議案第24号でお伺いしたいのですが、今、経費的なことを伺ったんですけども、この受け入れ対策事業で、実際に避難をしてきたものはいたのか、もし避難してきたならば何人ぐらい、それはどこの施設に入ったのか、そのぐらいのところまで説明していただかないと、わかりづらいところがあります。また、もしこれが受け入れてはいないということになりますと、今回の4,000万円については、今後、どういう形に持っていくのか、その辺のところを端的にご説明いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。まず、今回のこの市の制度を利用して避難をされた方というのは、今のところいらっしゃいません。明確には私のほうで確認をしているわけではございませんが、市内の水産会社の関係で避難されている方は何組かいらっしゃると。ただ、当初いらした方が何名かはお帰りになって、現在、1組ほどいるということでの情報は得ております。

また、本市におきます相談業務の一環として、東急の知人宅に身を寄せた家族がございまして、この方が7名。この方につきましては、本市のほうにご相談にお見えになりましたので、学校の転校等の関係、教育委員会との連携等のもとに相談に応じましたけれども、学校の始まりに合わ

せて、危機感を抱きながらもお帰りになったというような事例はございます。

それと今後ということでございますが、現在、この取り扱いにつきましては、ある程度、期間延長をして行っておりますので、今後も現在の期間延長の中で申し出者があれば、対応していきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 今、制度の利用がないということなんですけれども、2カ月が経過いたしました、被災地の現状も刻々と変わっておりまして、勝浦に奥様を釜石から迎えられている方がいらっしやいまして、その方はご両親が被災されているわけですけども、勝浦市でこういう制度がありますということを現時点で知らせたところ、この制度をご存じなかったわけです。

今、ご両親は避難生活されているわけですけども、仮設住宅が建造中で、避難所にいらっしゃる方が優先的に仮設住宅に入居できるのではないかとことを思っておられて、勝浦にそういう条件があっても、仮設に入りたいがために釜石を離れたくないということなんですよね。だから、今、2カ月たった時点で、勝浦にお迎えしようとしても、現地の今の状況とはそぐわなくなっている面があるのではないかと思うんです。

一方で、これの使い道を組み替えていただければ、すぐにも援助の手を差し伸べるような事例が、今、勝浦に生まれているんですよね。それは何かと申しますと、三陸の漁協が壊滅的な被害を受けておりますが、川津の漁師なんですけども、現地にお知り合いをお持ちの方がいらっしやいまして、お二人の方、お一人は岩手の唐丹という漁港で船を失った方なんですけども、60代の方ですから、新造船をつくるわけにはもういかないと。でも、中古船なら手に入れて、また営業を再開したいということで、中古船を探しておられたところ、三崎にその中古船がありまして、勝浦で修理をして持っていきたいということなんですけども、今、三崎から勝浦に陸送で運ぶにも大変な費用もかかるわけなんですよね。そこで、今、困っておられる事例が生まれています。

2つ目は、宮城県の気仙沼の方ですけども、あそこの港は油が流出して火がついて、海が火の海になったようなんです。その火の海から辛うじて脱出された船なんですけども、その船はエンジンにダメージを受けておりまして、そのエンジンを修理するにも、現地は全部流されてしまっておりますので、修理ができないわけで、小湊に持ってきて修理して、また帰ろうということで、明日、気仙沼を出発される船があるんですよ。明後日、5月21日に小湊に着いて、1週間程度は修理に日数を要するようです。これは海を渡ってくるわけですけども、また帰ろうと、そういう船があるんですよ。こちらに1週間滞在して帰っていかれるわけなんですけども、そういう方の滞在の費用とか燃料、もろもろの経費がかかってくるわけなんですけども、その2つの事例だと、今回の補正予算の使い道がこのように限定されていますので、組み替えていただいて、こういう方々に手を差し伸べていただくという手だてをとっていただければ、この趣旨が本当に生かされるのではないかと思うんです。そういう点でこの補正予算の趣旨を生かす上で、一定の組み替え、そういったことが可能なかどうか、そういう点はどのように考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田副市長。

○副市長（猿田寿男君） 今のお話で、今回の4,000万円の補正のメニュー、いろいろありまして、例えば市内の民宿、旅館、ホテルの部屋の確保、こういうものを利用する場合には、今の制度、今の補正の内容で対応可能なものもあるのではないかと思うんです。それ以外につきましては、今

回の被災に対して勝浦市としてどういう援助ができるかというようなこともいろいろ聞きながら、また違ったメニューがあるのならば、そこら辺について検討はしたい。これは6月の補正になるのかどうなのかわかりませんが、ただ、今あるものについて、これを使えるようなものがあるのではないかと思います。ということで、具体的な話がありましたら、また後日お話ししたいだと思います。ご検討いたします。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 可能性があるというのは、小湊に修理に来られる船の持ち主が1週間滞在する費用というふうに聞き取ったんですけども、1番目に申し上げた、今、三崎にある船を修理をしなくちゃいけないと。勝浦に持ってきたいんですけども、費用がかかると。こういうのは当てはまらないように思えるわけですけども、ただ、この4,000万円の補正予算が組まれた趣旨を生かしたいということを言っているわけなので、そういう検討の道をつけていただけないかということをお願いしているのですが、小湊に来られる方の滞在については援助できるけども、一方の船を失った方が新しく船を得るために、現地には見に来たくても見に来れない、家も船も失った漁師がいっぱいいらっしゃるそうなんです。だから、そういう交通費を援助するとか、あるいは、修理しないと持っていても使えませんので、現地にはそういう修理する場所も何もなくなっていますので、修理するといったら、どこを修理するか見に来ないと、ここをこうしてほしいということが具体的には言えないわけですね。そういう実情にありますので、きめ細かな援助策が必要だと思うんです。そういうものに組み替えていただけないかということ、改めてご質問したいんですけども。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田副市長。

○副市長（猿田寿男君） 今回の補正の内容につきましては、被災を受けた避難者たちを受け入れるということで、今お話を聞いてますと、船が流されたり、傷がついたということで、その修理にかかる費用ということになりますと、今回のこの補正内容には該当しないと思います。その船をお持ちの方が被災を受けて、向こうのほうでも住むこともなかなかできない、家も失ったというようなことで、勝浦のほうに避難者として来たいという場合の補正内容でございまして、今の船を修理に来るから、その経費を見れるようにというのは、このメニューとはまた違いますので、ただ、そういうものについては、本来、別のいろんな支援策、これは国であるのか、県であるのかわかりませんが、そういう支援策の中で手当てされるのではないんだろうかなと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） おっしゃることはわかるんですけども、勝浦というのは、ご存じのとおり、漁師のまちでもありますので、被災地の復興を願う我々市民の願いを生かしていく上で、向こうの漁業を復旧復興することに勝浦が役立つというのは、極めて勝浦らしい貢献の仕方だろうと思うんですよ。そういう点では、このことは全く別のことを言っていることになるのかもしれませんが、せっかくこういう趣旨の4,000万円の補正予算が専決されたわけですので、その精神を生かしていく上で、船を失った方々の共同利用については、国と県が3分の1ずつ出して、あと漁協が3分の1出せば、新しい船、あるいは中古船を確保できるお金をつくるという援助制度が補正の第1次でつくられているようですけども、ただ、それでさえも新しい漁協にとっては、3分の1は漁協負担だということですから、債務を発生させなくちゃ船を手に入れられないわけ

なんですよ。ほとんどの漁協が既に債務を抱えているということです。新たな債務を起こさない、そういう国の制度も生かせないと。

そんな現状ですから、勝浦が、例えば、4,000万円を使って、その4,000万円の半分でもいいんですけども、漁協が負担する3分の1を使えば、10隻とかそういう船団を提供できるような、そういう力、そういう可能性もあると思うんですよ。

支離滅裂な話になってきましたけども、とにかく国の制度を待たずとも、むしろ、勝浦からそういうことを発信できるような、勝浦らしい被災地の漁業の復興ということを、この補正予算の精神を生かす上で、ぜひご検討いただきたいと思います。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。土屋 元議員。

○13番（土屋 元君） それでは、視点を変えて2点ほどお尋ねしたい。先ほど猿田副市長から提案理由の説明がありました。3月11日の大震災の発生以来、関係者と協議して、この4月1日の市長専決処分案をつくったと言われました。この財源は自主財源でありますけど、これは官公庁から来ているから、後で全額国庫補助になると思うんですよ。これはあくまでもメニューが指定されている補助金でありますので、前段の議員からの内容については、こちらでやたらに転用は考えられないような内容じゃないかなと思うんです。

私は、せっかく4,000万円のメニューをつくって、これをつくるまでに至った3月11日からの勝浦市の対応、被災者、避難者の受け入れ対策については、特に勝浦の場合はイージス艦の問題で全国からたくさんの方のお見舞いと励ましのお手紙やいろんなものが届いたと聞いていまして、勝浦市も恩返しじゃないですけど、いち早く手を挙げて被災者を、あるいは避難者を受け入れると、一番先に手を挙げるべきだという要望がありました。それに対しまして、ご存じだと思いますが、3月28日から4月12日まで日本武道館研修センターに受け入れしました。そして、今回のこの宿泊施設を使った受け入れということになります。

問題は、その受け入れ対策について、関係者といつ、どのように、たくさんの人に知恵を出してもらい、受け入れ態勢をしようという中で、本気ですることん協議したのか。この専決事項、4,000万円もメニュー出したのですから、このメニューについては、当然関係者の宿泊施設の皆さん方とよく話し合って、4,000万円をつけるだけの素案をつくったと思いますから、そういうことをよく協議したのかどうか、そのプロセスが一番大事なと。

先ほど受け入れ状況についてはゼロということでありましたので、これは割愛しますが、受け入れ状況がゼロであるといったら、これは4,000万円の売り上げメニューですよ。勝浦は第2次風評被害で、宿泊施設も、漁業関係者も、あらゆるものが停滞しているんですよ。そういう停滞しているときに、民宿の人たちがこのときに、18人がキャンセルがあったから5,000円でもしようがないねという中でエントリーをしたと。その実績はゼロということであれば、ダブルパンチですよ。予約はキャンセルが多い。毎日200名近くのうちの何名かうちへ回ってくれたらいいなと、受け入れを期待していたところ、ゼロであると。つくった以上、被災者に向かってPRが絶対必要だと思う。勝浦は、こういう被災に遭った人、避難者に対して非常に積極的で、自分たちがイージス艦の事故があったときに全国で励まされたと同じように全国にPRして、イの一番に被災者とか避難者に駆けつけるというような姿勢が一番大事だと思うのですが、結果的にはゼロであるので、今日に至るまでどういうプロセスで、今現在、ゼロに対してどのようにしようとしているのか、期間延長だけで対応しようとしているのか、これについてプロセスと今後の取り組

みについてお尋ねします。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えをいたします。ご承知のように、3月11日に地震が発生をいたしまして、本市におきましても災害対策本部を設置していたところでございます。

経緯でございますけれども、まず3月16日に、千葉県を通じまして福島県からの避難者の受け入れ要請がございました。この内容につきましては、公共施設での受け入れができるかどうかということで環境防災課のほうに通知があったようでございます。その段階におきましては、通知がなされた日にすぐ回答を送れということであったようでございまして、本市におきましても余震が続いておる状況がございましたので、公共施設の状況、また余震の状況等のかんがみ、本市において受け入れることは困難であるということで、千葉県に通知をしたようでございます。

しかし、その後、テレビ等でさまざまな惨状が映し出され、また本市におきましても、ある程度、公共施設での受け入れはできかねるところでありますけれども、他の方法がないかということで、3月20日に担当者が、たしか休みであったと思いますが、集まりまして、本市において何らかの取り扱いができないかということで、そこで一つの方法として、そうになったら、例えば学生宿舎、これは当然に空き室利用でございしますが、また、武道館研修センターの空き室利用、こういうものを活用してできないかということで、協議した結果、それぞれの担当部門で、例えば都市建設課であれば不動産業者、また、企画課であれば日本武道館研修センター、また学生宿舎の関係の組合にお話をし、その辺の対応ができないかどうかということで、それぞれ区分けをいたしまして対応することといたしました。

企画課におきましても、その日のうちに武道大学の学生宿舎の組合の理事長にお会いをしまして、その辺について打診をさせていただいたところであります。また、22日におきましては、武道館研修センターの副所長にその辺の対応がどうかということで、私のほうで直接お話をし、打診をさせていただいたところであります。

それらを経まして、3月25日に学生宿舎のほうにつきましては、3月いっぱい学生がどこの宿舎に入るか、まだ決まっていない状況があるので、空き室というのはなかなか確定はさせられないということでございましたので、では、武道館研修センターのほうはいかがかということで、もう一度、武道館のほうと協議しましたところ、3月28日から4月12日まで、100名であれば受け入れは可能ですよということでございましたので、本市の意思決定として、では武道館でまず受け入れを開始しようということで決定をいたしましたものでございます。このときの経費の対応につきましては、予備費ということでお話をさせていただいたものであります。

また、この決定によりまして、環境防災課を通じまして、千葉県に本市におきましてはこういう方法で受け入れをしますということで報告をさせていただきまして、それが千葉県のホームページに掲載をされ、また千葉県の福島県、もしくは宮城県等の対応における一つの素材として利用していただけるという形で、私のほうは考えておりました。

その後、年度が変わりまして4月1日に、先ほど申しました武道館研修センターが4月12日まででございますので、それ以降どうするか、また、先ほど申しましたように、学生宿舎のほうもある程度、学生も落ち着いてきて、空き室の利用もある程度めどが立ってきているのではないかとということで、今回、ご提案をいたしております専決処分を行いまして、また千葉県の災害対策本部につきましても、その変更内容についてお話をさせていただいたところであります。

また、旅館、ホテル等につきましても空き室があるということで、観光商工課のほうからも話がありましたので、それでは、そういう旅館、ホテル等も含めた中で、受け入れに対しても協力いただけるのであれば、それは当然に限定された負担ではございますが、市の負担をもって対応していこうということで関係者にお話をさせていただいたところであります。

それと4月16日に、現状におきまして相談件数は市営住宅に関しますものを含めまして10件ほど受けましたけれども、ただ避難者に関しましては、今のところ実績はなしということでございますが、そこで4月16日に勝浦漁協が気仙沼漁港に行かれるというお話を聞きましたので、農林水産課を通じまして、勝浦市のほうでこのような態勢を組んで受け入れの制度がありますというお話をしてくださいということでお願いをし、勝浦市のホームページの写しを持参をしていただきまして、関係各箇所に掲示をしていただいているということでご報告を受けております。

また、過日、当初の期間をさらに延長して、例えばアパート等につきましては10月いっぱい、また、旅館、ホテル等につきましては6月いっぱいということで期間の更新をさせていただいております。この方針につきましても、気仙沼のほうにご連絡をとっていただいたようでありまして、本市におきましては更新も行っているということで、同じように勝浦漁協を通じました対応をしておるところでございます。プロセスにおきましては、以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。土屋 元議員。

○13番（土屋 元君） プロセスはよくわかりました。問題は、近隣の御宿町、鴨川市がどういう状況かといいますと、受け入れているんですね。これは市とか自治体の取り組み姿勢の問題、意欲の問題だと思うんですね。御宿町は、いち早く議会でもお金をつけて、南相馬市へバスで迎えにいこうということで、今現在、南相馬市から1世帯、浪江町から1世帯、鴨川市においては人工透析の患者がいるということで、亀田病院が受け入れしてかんぼの宿鴨川が受け入れたということもありましたので、今現在、その3つの施設に3世帯が避難されていると。そのほかに青年の家に集団でいらっしゃって、そのスタッフもホテル、旅館にはお泊まりされているというような状況であります。

勝浦は残念ながらゼロ。まして、港町の関係で気仙沼という一つの大きな、そこだけターゲットにしてもいいぐらいな被災者、避難者の受け入れのPRというか、例えば、そこに市長や副市長や関係する課長たちが出向いて、要望を伝えたかどうか。そういったことをまずされたかどうかを1点お聞きしたいです。

さっきも言いましたように、地元感情としては、イージス艦の問題で全国のたくさんの方に心配をかけた。たくさんの方がお見舞いに来たと。今度はその逆に東北だとか縁もゆかりもあるところにお返しする番だと思う勝浦市民の方は多いと思うんですね。だから、実績数字がゼロというのは本気じゃない証拠なんです。これは気仙沼に行って、気仙沼市役所と打ち合わせを何回もするとか、いち早く行くとか、あるいは漁業関係者ととことん話し合えば、手を差し伸べるのは南相馬市なのか、また違う市なのかという相談も出てくるんですよ。そういったことは、市が積極的に音頭とらないと、市なんか任せられないよ、おれたちが行ってくるんだよということで、漁協関係者は行かれているわけですよ。あるいは、一部、青年会議所だとか、商工会も含めていろんな団体の有志が、東北だけじゃなくて旭のほうに行かれているんですよ。

だから、ただ予算をつければいい、全額国の補助になってくるからじゃなくて、その思いが、予算をとった以上はPRをして、勝浦はそういう面では思いやりと優しさがあるまちですよとい

うような態勢をPRするということが全く疎いと思います。

鴨川市のホームページの案内には、今現在、どの施設に何人、何世帯入っていて、どこがあいてますよという情報までありました。私が鴨川市に問い合わせしましたら、よその被災されている人だと思って、「お待ちしておりました」なんて言われましたけど、向こうは一生懸命取り組んでいるという声があるんじゃないかなと。私は勝浦市に問い合わせをしませんでしたが、ただ、そういう姿勢というのが一番大事であって、言葉だけじゃなく、本気でとことこん関係者と話し合えば、知恵は出てくると思うんですよね。

さっき同僚議員が、勝浦にゆかりのある漁港の人たちが困っていると言うのであれば、勝浦独自でもそういう手を差し伸べることはできるのではないかと思いますので、それをお聞きして、今後、真剣になってもう一度、市長、副市長、また関係課長を中心に取り組み姿勢を講じる、また関係者と話し合うと。今からでも間に合いますので、知恵を使って、どこにお迎えに行ったらいいんだと。来てくれなんていう世界じゃなく、お迎えに行ったら行くんだというような形の中で、最後の姿勢をお聞きして終わります。以上です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田副市長。

○副市長（猿田寿男君） ただいま土屋議員からいろいろご指摘をいただきました。たしかにうちのほうでは、施設を手当てをして、勝浦にもぜひ来ていただきたいという気持ちはありまして、それは県なりのインフォメーションなりいろんなものを通じて、向こうのほうには届いているとは思いますが、今言われたように、本当の市の姿勢、もっともっと東北のほうなりに誠意を示しながらやるべきだったということについては、それはそれとして、また十分、心に刻んで、したいと思います。これを受けて、今後ともいち早く、また向こうにPRといいますか、向こうにメッセージを強く訴えるというのは、これから勝浦にとっても必要だろうというふうに我々も反省をいたしております。

ただ、これから今、ダイレクトではないんですけども、勝浦に人がなかなか来ない、今、市内にお客さんも少なくなっている、商店街にも人が来ない、いろいろそういうようなこともありますので、いろんなイベントも今、予定はしておりますけれども、これから勝浦市の活性化に向けて努力していきたいと思います。

○議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第24号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認す

ることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第24号は、承認されました。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第25号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により、松崎栄二議員が除斥該当者であります。松崎栄二議員の退席を求めます。

〔9番 松崎栄二君退席〕

○議長（丸 昭君） 副市長から提案理由の説明を求めます。猿田副市長。

〔副市長 猿田寿男君登壇〕

○副市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第25号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員、黒川民雄議員の任期が満了したことに伴い、その後任に松崎栄二議員を選任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

松崎議員の市議会での経歴につきましては、ご承知のとおり、平成11年に市議会議員に当選以来、3期当選され、この間、市議会の建設経済常任委員会正副委員長、教育民生常任委員会副委員長等の要職を歴任されております。その円満な人柄と地方自治に関する深い見識は、監査委員として適任であると考えます。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第25号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸 昭君） 挙手全員であります。よって、議案第25号は、これに同意することに決しました。

〔9番 松崎栄二君入席〕

閉 会

○議長（丸 昭君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。これをもって、平成23年5月勝浦市議会臨時会を閉会いたします。

午後2時52分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 仮議席の指定
1. 勝浦市議会議長の選挙
1. 議席の指定
1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 勝浦市議会副議長の選挙
1. 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
1. 夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
1. 議会運営委員の選任について
1. 議事日程の追加について
1. 議会運営委員会の所管事項の調査について
1. 常任委員の選任について
1. 議案第23号～議案第25号の総括審議

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 臨 時 議 長

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員